

税 額 控 除 制 度 の ご 案 内

本学院への寄付金は、確定申告をすることで税制上の優遇措置（寄付金控除）が受けられます。

平成23年に租税特別措置法が改正され、一定の要件を満たす学校法人に対する個人寄付に係る「税額控除制度」が導入されました。1年間の寄付金総額から 2,000円を差し引いた額の40%相当額が、その年の所得税額から控除される制度で、従前の「所得控除」とは異なり、税率に関係なく税額から直接控除されるため、一般的には「所得控除」より減税効果が大きく、小口の寄付にも有効です。

（年間の寄付金合計額〈注1〉－2,000円）×40%＝寄付金控除額〈注2〉

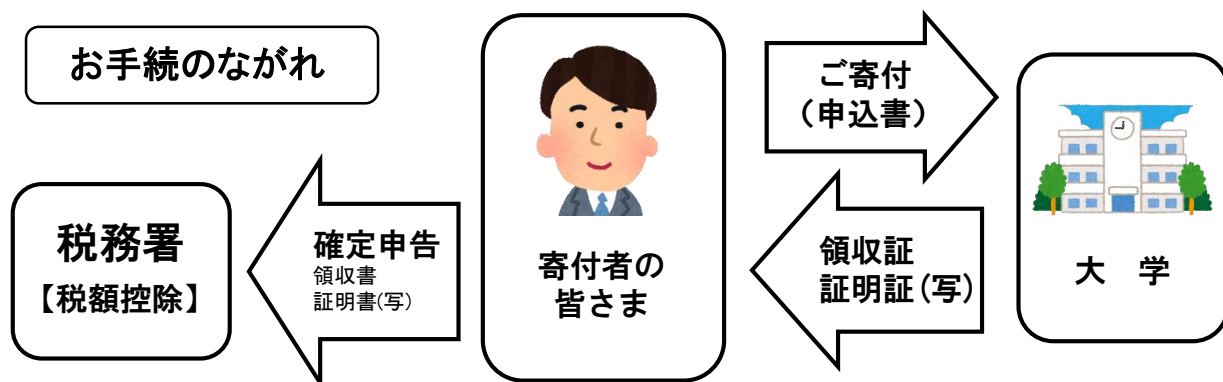
例えば、課税所得300万円の方が、年間合計1万円の寄付をした場合

（寄付金額 10,000円－2,000円）×40%＝税控除額 3,200円

確定申告により、3,200円 が税額から控除されます。

〈注1〉年間の寄付金の合計額が年間の総所得額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

〈注2〉控除対象額は所得税額の25%が上限となります。



確定申告の際に本学が発行する「寄付金領収証」と「税額控除に係る証明書（写）」が必要となります。各書類とも寄付金申込み及び寄付金入金後にお送りいたします。

※ 税額控除制度と所得控除制度のうち、どちらか有利な制度を寄付者ご自身が選択できます。

※ 平成28年8月9日以降のご寄付より制度適用となります。

学校法人 明 治 東 洋 医 学 院
法人事務局 経理課
TEL 0771-72-1231

ご寄付のお申込みはWEBが便利！



WEBから必要事項を入力することにより、書類（寄付金申込書）のご提出が不要となります。また、ご入金はクレジット決済またはコンビニ払いが可能です。本学ホームページよりアクセスください。



明治国際医療大学
ホームページ